○文部科学省令第二十号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条、第四十七条の三第一項第三号及び第四十九条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第四十七条第二項並びに私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四第一項第五号、第六号、第十一号、第十二号、第十七号及び第十八号並びに第五項から第七項まで、第十一条の三の六第十二項及び第十四項並びに第十一条の三の六の二第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

文部科学大臣　林　芳正

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（異動報告）	（異動報告）
第一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる事由が生じたときは、十日以内に、様式第一号から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。	**第一条**　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次の各号に掲げる事由が生じたときは、十日以内に、様式第一号から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　加入者の氏名、住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更があつたとき。	四　加入者の氏名、住所若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名に変更があつたとき。
五　［略］	五　［同上］
2　［略］	2　［同上］
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）	（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）
第三条の七　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。	**第三条の七**　高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。
一～四　［略］	一～四　［同上］
五　基礎年金番号（個人番号を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）	五　基礎年金番号
六・七　［略］	六・七　［同上］
2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一　年金手帳その他の基礎年金番号（個人番号を除く。以下この号において同じ。）を明らかにすることができる書類（前項の申出書に基礎年金番号を記載した場合に限り、事業団が基礎年金番号を確認できる場合を除く。第五十八条第二項第一号において同じ。）	一　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二～四　［略］	二～四　［同上］